

広報とやま 平成30年(2018年)2月5日号掲載

## くらしの情報あれこれ

問消費生活センター ☎443-2047

### 事例①

大手通販業者名で、有料サイトの未納料金を請求するメールがスマホに届いた。身に覚えはなかったが「支払わないと法的措置をとる」と書かれていたので、不安になり支払ってしまった。

### 事例②

大手カード会社から「ギフトカードの注文ありがとうございます」と添付ファイル付きのメールがパソコンに届いた。心当たりがなく、確認しようと添付ファイルを開いたら、ウイルスに感染してしまった。

## ~心当たりのないメール・SMSは無視しましょう~

携帯電話やスマホ、パソコンなどに届く、電子メールやSMS\*の迷惑メールがきっかけで、「お金をだまし取られた」「ウイルスに感染した」などのトラブルが増加しています。

\*携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス。

### アドバイス

- ・「期日までに連絡するように」「訴訟を起こす」などと書かれても、利用した覚えがなければ、連絡や支払いはせずに無視しましょう。
- ・不審なメールに記載されたURLをクリックしたり、添付ファイルを開いたりしないでください。ウイルスに感染する恐れがあります。
- ・実在する事業者名が記載されている不審なメールを受け取った場合は、事業者のホームページや問い合わせ窓口で事業者をかたるメールなどの注意喚起がないか確認しましょう。

▶▶▶消費生活センター相談受付時間…(土)(日)(祝)を含む毎日10:00～18:30(年末年始およびCiC休館日は除く)